

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月3日

鹿児島地方法務局 登記官 小関寿春

記

手続番号 第3400-2024-0047号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町385番2

手続番号 第3400-2024-0054号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町784番